

## 「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施！

### ～全国のマリーナ・漁港等でのパトロール等の周知・啓発活動を行います～

新型コロナウイルスの影響に伴う社会変容の中、小型船舶の事故が増加しています。海難事故防止のため、小型船舶の安全確保に必要な基本的事項の励行・法令の遵守等を指導してまいります。

中部運輸局では、警察、海上保安本部（部）及び日本小型船舶検査機構等の協力を得て、次の取組みを実施します。

#### 1. 取組み内容

##### (1) マリーナ・漁港等へのリーフレット配布

小型船舶の安全を確保するために遵守すべき事項等をまとめたリーフレット<sup>\*1</sup>をマリーナ・漁港等で配布し、ライフジャケットの適切な着用及び発航前の点検等の徹底を図ります。

##### (2) 川下り船への自己点検の実施及び指導

川下り船を運航する全事業者に対して、自主点検の実施を依頼します。その結果、救命胴衣の着用の徹底がされていない等の安全確保にかかる問題ある場合は、指導を行います。

##### (3) 小型旅客船・漁船・プレジャーボートへの個船指導

- ・ 小型旅客船の停泊場所を訪問し、各船の消防・救命設備の備え付け状況等の確認及び指導を行います。
- ・ 漁船・プレジャーボートの係留場所へパトロールを行い、船舶検査未受検及び無免許運航の船舶を指導します。

#### 2. 実施期間

令和3年4月26日（月）～令和3年8月31日（火）

※ 個船指導は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案した上、実施を判断します。

#### <問い合わせ先>



・ 船舶安全環境課

TEL : 052-952-8021 (筒井・大館)

・ 運航労務監理官

TEL : 052-952-8012 (駒田・服部)

・ 船員労働環境・海技資格課

TEL : 052-952-8027 (渡邊)